

農業信用基金協会に対する公認会計士又は監査法人の監査について

平成 17 年 6 月 17 日 17 経営第 1904 号農林水産省経営局長通知
最終改正：令和 4 年 3 月 25 日 3 経営第 3168 号

このことについて、農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 107 号）の施行に伴い、農業信用保証保険法（昭和 36 年法律第 204 号。以下「法」という。）第 42 条の規定に基づき、平成 17 事業年度から農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）に対する公認会計士又は監査法人による法定監査が行われているところです。当該監査については、下記により取り扱われるよう御留意願います。

なお、各都道府県農業信用基金協会には、別途通知したので念のため申し添えます。

記

- 1 基金協会が、法第 42 条第 1 項の規定に基づき、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を公認会計士又は監査法人に提出する場合には、農業信用基金協会の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに計算に関する命令（平成 17 年内閣府・農林水産省令第 6 号。以下「会計命令」という。）第 59 条に規定する貸借対照表及び損益計算書に附属する書類を併せて提出するものとする。
- 2 公認会計士又は監査法人が、法第 42 条第 3 項の規定に基づき、基金協会の監事及び理事に提出する監査報告書については、次のとおり取り扱うものとする。なお、基金協会が承諾する場合には、当該監査報告を電磁的方法により行うことができるものとする。

(1) 監査報告書の記載事項

公認会計士又は監査法人は、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告書を作成する。

① 公認会計士又は監査法人の監査の方法及びその内容

② 貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記が法及び会計命令並びに定款に準拠して作成されているかどうかについての意見があるときは、その意見（当該意見が次のイからハマまでに掲げる意見である場合にあっては、それぞれ当該イからハマまでに定める事項）

イ 無限定意見 監査の対象となった貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記が全ての重要な点において法及び会計命令並びに定款に準拠して作成されていると認められる旨

- ロ 除外事項を付した限定意見 監査の対象となった貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記が除外事項を除き全ての重要な点において法及び会計命令並びに定款に準拠して作成されていると認められる旨並びに除外事項
- ハ 否定的意見 監査の対象となった貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記が法及び会計命令並びに定款に準拠して作成されていない旨及びその理由
- ③ 事業報告書（会計に関する部分に限る。）が法及び会計命令並びに定款に従い基金協会の状況を正しく示しているかどうかについての意見
- ④ 財産目録が貸借対照表及び会計帳簿と合致しているかどうかについての意見
- ⑤ 剰余金処分案又は損失処理案が法及び会計命令並びに定款に適合しているかどうかについての意見
- ⑥ ②から⑤の意見がないときは、その旨及びその理由
- ⑦ 継続基金協会の前提に関する注記に係る事項
- ⑧ ②の意見があるときは、事業報告書（会計に関する部分を除く。）の内容並びに会計令第 59 条に規定する貸借対照表及び損益計算書に附属する書類と事業報告書（会計に関する部分に限る。）、財産目録、貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに剰余金処分案若しくは損失処理案の内容又は公認会計士若しくは監査法人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容
- ⑨ 追記情報
- ⑩ 監査報告書を作成した日
- ⑪ ⑨に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、公認会計士又は監査法人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに剰余金処分案若しくは損失処理案の内容のうち強調する必要がある事項とする。
 - イ 会計方針の変更
 - ロ 重要な偶発事象
 - ハ 重要な後発事象

(2) 監査報告書の署名

監査報告書には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める者がその資格を記載して署名（電磁的方法により監査報告を行う場合は電子署名）すること。

- ① 公認会計士である場合 当該公認会計士

② 監査法人である場合 次の区分に応じそれぞれ次に定める者

ア 当該監査報告書が指定証明（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第34条の10の4第2項に規定する指定証明をいう。）に係るものである場合 当該指定証明に係る同項に規定する指定社員であって当該監査の職務を行ったもの

イ アに掲げる場合以外の場合 当該監査法人の代表者及び当該代表者以外の当該監査法人の社員であって当該監査の職務を行ったもの

附 則（令和3年9月1日3経営第1421号）

この通知は、令和3年9月1日から施行する。

附 則（令和4年3月25日3経営第3168号）

この通知は、令和4年3月31日から施行する。